平成22年12月17日
警 察 庁 交 通 局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について

1　改正の趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等について高齢運転者標識の様式を変更するなど、所要の改正を行うもの。

2　主な内容

(1)　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

ア　現行規定上、普通二輪車のうち、小型限定普通二輪免許で運転することができる小型二輪車を区分する基準については、総排気量による基準（0.125リットル以下）しか示していないところ、定格出力による基準（1.00キロワット以下）を新たに設けることとする。

イ　新たな高齢運転者標識の様式を定めることとする。

ウ　盲導犬に付けることとされている用具（「ハーネス」）の形状につき、取手部に目が見えない者が把持する部分を更に取り付けることができることとするとともに、胴輪部のうち盲導犬の両前肢の間を通す部分については、備えないことができることとする。

(2)　道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

ア　道路標識等に用いることができる車両の種類の略称として、小型二輪車及び原動機付自転車を意味する「小二輪」を新設する。

イ　「専用通行帯」の規制標識の対象車両について、必要な場合は、記号に代えて、文字により表示することもできることとする。

ウ　普通自転車の専用通行帯を表す規制標識を新設する。

(3)　交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示

(1)及び(2)の改正に伴い、所要の規定を整備する。

3　意見公募手続の実施結果

平成22年10月29日（金）から同年11月27日（土）までの間、(1)及び(2)に対する意見公募手続を実施した結果、38件の意見が寄せられた。

※　(3)は行政手続法第２条第１項第８号の「命令等」に該当しないため、意見公募手続は実施していない。

※　こちらについては、別途ＨＰに掲載している。

4　公布及び施行

平成22年12月17日

（ただし、高齢運転者標識の様式を変更する部分については、平成23年２月１日施行）